

人事考課の仕組みと考課基準

1. 考課基準

考課者個々人の価値観の違いによる考課結果の相違を排除し、被考課者に対する公平性、被考課者の納得性を得るため、また職業開発育成方向の指針を明確にするために全社の価値観にもとづく客観的な基準を設定する

2. 能力考課基準

(1) 能力（昇格）考課

現在の職能レベルは上位職能資格に該当しているかを昇進能力により考課する。この場合、成果を伴っていない潜在能力、保有能力、期待能力といったものは考課の対象とはしない

(2) 能力（昇格）考課基準の精度

職務や成果、貢献度から判断しやすい能力考課が可能な基準は、企業経営上必要とする仕事を遂行するうえで要求される内容と程度を具体的に明らかにしたものが最もふさわしい。具体的にはそれぞれの組織に限らせている課業そのものを基準とする

課業配分の実態

課業名	課業名	A	B	C	D	E
6						■
5					■	■
4					■	■
3				■	■	■
2			■	■	■	
1	■	■	■	■		

注：■ は課業を示す

(3) 能力（昇格）考課の対象者

昇進能力を考課するので上位職能資格に該当する課業を最小限一つ担当し、遂行している者に限られる。